

白井 久美子

千葉県立房総のむら

### 1. 前方後円墳から方墳へ

龍角寺古墳群は、南に隣接する公津原古墳群とともに古代下総国の中央部に栄えた「印波」の有力豪族の古墳群だが、龍角寺古墳群が頭角を現すのは、豪族の墓が前方後円墳から方墳へ変わる 7 世紀初めの頃であった。飛鳥に宮殿が置かれた「飛鳥時代」前期、国を挙げて中国隋・唐王朝の律令制度にならった新たな体制に転換する時代にあたる。また、異国の宗教であった仏教を本格的に取り入れた時期でもあった。

龍角寺古墳群では、最後の大型前方後円墳・浅間山古墳に次いで、列島最大級の方墳・岩屋古墳が築かれる。これらの被葬者は、印波の首長として地方豪族の頂点に上りつめ、「印波国造」職を手中にしたのであろう。しかし、岩屋古墳には副葬品が残されていないため、浅間山古墳にその手がかりを求めることになる。浅間山古墳の副葬品には、古墳時代の威信財に替わる飛鳥時代の金工品が加わり、古墳時代的な価値観の変換する様子を垣間見ることができる。

一つは、金銅製の道上型毛彫馬具で、飛鳥時代に出現して消えた、まさにこの時代を表象する飾り馬具である。7 世紀初頭から後葉の限られた期間に用いられた威信財ともいえる。前方後円墳の終焉と同時に、6 世紀に盛行した鉄地金銅装馬具も権威の象徴としての役割を終えている。金銅製毛彫馬具は、遣隋使・遣唐使によって伝えられた新たな馬装を反映して、革帯を飾る円形や方形の金具が主体で、前代に珍重された大型の鉄地金銅装馬具とは明らかに異なる。これらの飾り馬具に刻まれた文様は、飛鳥の仏教美術に用いられた透かし彫文様と毛彫文

様で、猪目文・光芒文・芝草文などが描かれる。

6 世紀以降の馬具製作には、鞍作りと仏師がともに関わったと考えられている。鞍作止利に代表される「止利派」は、推古朝における中心的な仏像製作者集団として飛鳥寺・法隆寺本尊を造像した点が知られているが、金銅薄板造りの馬装には彼らの関与が推定されている。特に、仏教色が強まった 7 世紀の金銅製毛彫馬具は、仏教美術の担い手によって製作された可能性の高い製品であり、新たな時代の息吹を映した馬具といえる。その成立初期には透かし彫文様を切り抜く技法が用いられているが、次第に線彫りが加わり、やがて線彫りだけになる。この変遷はⅣ期に分けられ、浅間山古墳の毛彫馬具は、Ⅱ期の倭系工人による製作が始まった段階、610～630 年頃に位置づけられる。

また、道上型毛彫馬具の分布は、東日本に偏っているのが特徴（図 1）で、特に、古代の東山道と東海道に集中し、群馬県（上毛野）と、静岡県（駿河）から茨城県（常陸）の分布が他を圧倒している。これらは、東北へ向かう内陸道、



図 1 道上型金銅製毛彫馬具の分布

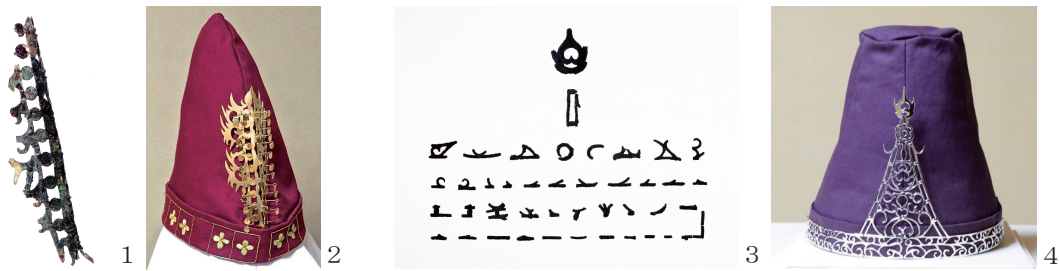


図2 浅間山古墳出土の冠飾（1・2：金銅製冠飾と復元品／3・4：銀製冠飾と復元品）

海道の要衝で、新式の道上型毛彫馬具は、東北進出を図る王権の政策に応じて、活躍した東国軍団への勲章だったのかも知れない。

## 2. 古墳から寺へ

一方、飛鳥時代には、律令制確立のために服飾制度が整えられつつあった。『日本書紀』推古16年（608）には、隋使の裴世清を歓迎する場面に、皇子・諸王・諸臣が皆「金髻花」を頭にさしていたという記事がみえる。髻花は、冠帽の前に飾る植物文の立飾で、『天寿国繡帳』に描かれた官人の冠帽に表現される。浅間山古墳の金銅製冠飾は、連珠文と忍冬唐草文の透かし彫りが施され、文様に沿って円形の歩揺が付く。左右対称の透かし彫り板を中央で折り曲げており、尖縁式の冠帽正面に差し込んだ立飾とみられ、髻花にあたるものであろう（図2-1・2）。推古11年（603）の冠位は、王族と蘇我氏（本宗家）を除く有力豪族が対象で、上位二位の大徳・小徳の髻花には金を用いた。地方を代表する豪族もその服飾制に組みこまれた可能性は高い。浅間山古墳の例は、それを知る手がかりになる資料といえる。また、共に出土した銀冠は、推古11年（603）の冠位制定時には廃れていた形式の帯冠である（図2-3・4）。その文様や系譜を見ると百済の冠飾や金工品の影響が濃厚で、唯一の類例が九州北部の鞍手町銀冠塚古墳（八尋1号墳）にある。王権が九州の豪族と東国の豪族に百済系の文物を威信財として配布した可能性を示しており、興味深い。

これらの「勲章」は、いずれも岩屋古墳の一代前の浅間山古墳から出土したものであるが、古墳時代も終わろうとする7世紀初めになって龍角寺古墳群の首長が飛躍した様子を物語っている。毛彫馬具を出土した古墳は、墳丘径20m

以下の小規模な円墳が大半を占めており、大型前方後円墳の浅間山古墳は、その中であって別格の存在で、東北進出を担った重要な地位にあったことは想像に難くない。

やがて、印波に瓦葺きの寺院・龍角寺が建立された。龍角寺所用瓦は、近隣2か所の瓦窯で焼かれており、そのうちの五斗蒔瓦窯跡からは1,400点を超える文字瓦が出土している。枚数を記す文字もあるが、当時の印旛沼東岸地域の地名や集団をあらわす点で注目される。

これらの文字は、瓦を製作した各地域の数量を明らかにするために書かれたもので、これらの地域が龍角寺造営を担っていたことを示している。瓦は大きくⅡ期に分けて供給されており、Ⅰ期（龍角寺の互葺き建物創建期前半）には、後の印旛郡域を表す「朝布」（麻生）や香取郡域を示す「加刀利」（香取）など、広域の地名が示されている。それに対してⅡ期（同後半）の地名は、後の埴生郡域内に限定されるようになる。Ⅰ期の造営では、旧来の地域的なまとまりである「印波国造」の領域で瓦を負担していたことを示し、Ⅱ期になると大化5（649）年以降に進められた「評」の分割再編成によって狭められた、「埴生評」の範囲で瓦を負担していたことが分かる。これによって、龍角寺の造営が「印波国造」の権威の誇示であった有力な手がかりを得るとともに、岩屋古墳の被葬者が龍角寺の造営主体者であった可能性がきわめて高いことを確認できる。

## 参考文献

- 猪熊兼勝ほか1987『万葉の衣食住』飛鳥資料館  
白井久美子2016『最後の前方後円墳 龍角寺浅間山古墳』新泉社  
吉村武彦ほか編2009『房総と古代王権』高志書院